平成２４年（フ）第２８２号
相模原市緑区橋本１丁目16番15号　小山ハイツ204号
債務者　平松　　勇
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８６号
愛知県一宮市奥町字丁田40番地５
債務者　池田美和子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７号
京都府舞鶴市字魚屋242番地
債務者　仲川　逸郎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
京都府舞鶴市字大内29番地
債務者　谷口　昌代
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
釧路市双葉町２番９号　釧路双葉マンション２階203号
債務者　汐谷佳奈子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
釧路市武佐３丁目23番10号
債務者　平田　雅典
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４６号
釧路市柳町７番21号
債務者　西井　光夫
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４７号
釧路市柳町７番21号
債務者　西井　春代
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１５１号
釧路市星が浦北１丁目２番５号
債務者　工藤由美子（旧姓浅川）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１６６号
釧路市興津２丁目29番11号
債務者　梶原　　治
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２０号
北海道標津郡中標津町北町２丁目６番地
債務者　高橋智恵美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第６３号
栃木県足利市田島町1905番地１
債務者　樋口　広宣
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６４号
栃木県足利市田島町1905番地１
債務者　樋口　幸恵
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７２号
栃木県佐野市栃本町1775番地12、前住所愛知県名古屋市昭和区川原通１丁目15番地　サンライズマンション201号
債務者　グローリーカラーズこと　工藤　秀晴
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６０６号
東京都立川市栄町３丁目57番地の２三勝コーポ101号
債務者　篠原　竹虎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５３２号
横浜市神奈川区菅田町1647―40、住民票上の住所横浜市戸塚区秋葉町126番地　ハイツ加賀101
債務者　藤本　正幸
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部